

令和8年度 東京の田んぼ復活プロジェクト (協働活用組織支援) 【公募要項】

○申請期間

令和8年4月6日(月曜日)から令和8年4月20日(月曜日)まで(必着)

※なお、事前の相談期間を設けますので、申請内容に不明な点などがある方はご相談ください。

○事前相談期間

令和8年3月27日(金曜日)から令和8年4月10日(金曜日)まで(必着)

○応募書類ダウンロードサイト

東京都産業労働局ホームページ

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/nougyou/hozen/tanbo_fukkatsu

○提出先

東京都 産業労働局 農林水産部 農業振興課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎21階南側

TEL: 03-5320-4814

メールアドレス: S0000487@section.metro.tokyo.jp

<提出方法>

応募書類(事業計画書、添付書類)を整えた上で、上記期間中にご提出ください。
簡易書留やレターパックなど、必ず証跡がわかる方法でお送りください。

○留意点

ご提出いただいた応募書類をもとに、事業採択の可否を決定します。決定にあたり、申請内容を審査する審査会を開催します。

※本事業は、令和8年度歳入歳出予算が東京都議会で可決された場合に確定します。

1 事業の目的

東京の田んぼは米を生産するとともに、生物多様性に富み、景観形成や教育などの多面的機能も有していますが、担い手の高齢化、後継者不足等により年々減少しています。

貴重な東京の田んぼを次世代に承継していくには、都民の田んぼへの理解・関心を醸成することが重要となっています。

そこで、東京都は、都内の田んぼとそれにつながる用水路において、農業体験の提供や都民との交流促進を通じて、農業者と都民とが協働して田んぼを保全活用する取組を支援します。

2 定義

この募集要項において、使用する用語の意義は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 「田んぼ」とは、水稻を栽培する農地及び水稻を栽培する農地と一体的に湛水状態で農作物を栽培する農地をいう。
- (2) 「事業実施主体」とは、本事業において、東京都が公募により選定した者で、本事業を実施する者をいう。
- (3) 「田んぼ関係者等」とは、田んぼに関わる農業者、用水組合、農業協同組合、地域住民団体、都民、教育関係者、民間企業等をいう。
- (4) 「協働活用組織」とは、農業者と都民とが協働して都内の田んぼ、用水路を保全活用する組織をいう。
- (5) 「一般参加者」とは、別表1の事業に参加する都民で、協働活用組織の構成員（以下「構成員」という。）でない者をいう。

3 事業実施主体

次の(1)に掲げるものであって、(2)から(3)に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 区市町村や田んぼ関係者等により構成される協働活用組織
- (2) 地方公共団体のみで構成されている組織でないこと。
- (3) 事業実施主体又は事業実施主体を構成する法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

4 補助対象事業

補助対象となる事業の区分、内容、補助率等は別表1のとおりです。

5 事業実施期間

事業実施期間は、3年間を上限とします。

6 補助対象経費

補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別表2に定める経費で、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとします。

7 補助対象としない経費

- (1) 次の経費は補助対象としません。
 - ① 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっているもの

- ② 事業実施主体又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了しているもの
- ③ 神社仏閣等の宗教行事に関するもの
- ④ 地域のお祭りや伝統行事、自治会や学校の運動会などに関するもの
- ⑤ 地域の集会所の消耗品、備品の購入費、修繕費
- ⑥ 公序良俗に反する取組に関するもの
- ⑦ 都外の田んぼ、用水路に関するもの
- ⑧ 参加者のほとんどが、一部の団体・法人の関係者で占められているもの
- ⑨ 事業の期間中に発生した事故又は災害のためのもの
- ⑩ 補助事業や用水組合等への負担金、分担金への充当
- ⑪ 接待費、慶弔費、酒類・つまみ類購入費、飲食費、金券や菓子等による謝礼
- ⑫ 公園、公民館等の公共施設が主催する活動及び公有地の田んぼ内における活動に関するもの（ただし、公有地の田んぼが周辺の田んぼ、用水路と一体となった水田景観を呈し、これらと一体となった活動を行うことが適切と判断された場合を除く。）
- ⑬ リース料など複数年の契約に関するもの
- ⑭ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社並びにこれに類する者（以下、「利害関係者等」という）へ支払われたもの（ただし、利害関係者等に支払うことがやむを得ないと考えられる経費や原価で調達したものを除く。）
- ⑮ 事業実施主体の事務所賃借料
- ⑯ 補助対象となる業務以外に係る人件費
- ⑰ 用地取得に要するもの

(2) 本事業に必要な経費であっても、次の経費は補助対象としません。

- ① ポイント等金銭に代わるものにより支払いが行われている経費（ただし、当該活動によって得られたポイントを当該活動に充当する場合を除く。）
- ② 納品、工事委託等の完了、支払のいずれかが翌年度となるもの
- ③ 支出を確認できる書類のないもの
- ④ 経費の区分ができないもの（他の経費と一括で請求され、明細書等の確認ができない場合等）

8 事業実施基準

本事業の採択には次に掲げる事項をすべて満たす必要があります。

- (1) 事業実施主体と区市町村と連携が図られていること。
- (2) 本事業の対象となる田んぼにおいて用水組合等の用水を利用する場合、協働活用に対し用水組合等の同意を得られていること。
- (3) 事業実施主体は、実施した内容を他地域へ波及させるため、東京都の普及啓発に協力すること。
- (4) 自立的かつ継続的な取組であって、地域の田んぼと用水路を農業者と都民とが協働して保全活用する優良事例として、都内の他地域への展開に資するものと見込まれること。
- (5) 事業実施主体は田んぼと用水路を活用保全するとともに、周辺住民の理解・関心を高めるため、地域の実情を反映した継続的な取組に係る議論、企画及び活動に積極的に取り組むことが見込まれること。
- (6) 事業実施主体が法人格を有しない団体である場合にあっては、代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について定める規約等が整備されていること。なお、応募時に規約等が整備されていない場合にあっては、事業採択後3か月以内に整備されることが見込まれること。

- (7) 機器を整備する場合には、機器台帳を作成して耐用年数の期間、適切な利用が見込まれること。
- (8) 田んぼの生産機能や多面的機能の向上を図るため、別表3に定める技術を試みること。

9 応募手続き

(1) 事前相談

- ・応募を検討される方、申請内容に不明な点がある方等のために事前相談を行います。なお、事前相談を行わなくても応募は可能です。
- ・メール連絡の場合は、メールの件名に「東京の田んぼ復活プロジェクト事業」と記載してください。
- ・事前相談の際には、応募様式をダウンロードし、記入可能な箇所（申請日は除きます。）を記入し、メール等で送信した上で、ご相談いただきますよう、ご協力ください。（不明点がある場合は、その箇所は空欄でも構いませんが、応募予定者の方のお名前と連絡先（電話及びメールアドレス）は必ずご記載ください。
- ・データ容量が大きいなど、メール送信が難しい場合は、下記問い合わせ先にてご相談ください。都から送信方法等をご案内いたします。
- ・最初のメールによるご連絡を受信した後、順次、受信した旨の返信を差し上げますが、3営業日を過ぎても、都からの連絡がない場合は、お手数ですが、お電話にてご連絡ください。

(2) 応募方法について

- ・別表4に掲げる申請書類を申請期間内に提出してください。
- ・申請期間までには必要書類をすべてそろえてご応募ください。期限までに書類がそろえることができない場合や都からの問合せ等に対して期限内にご回答がない場合には、その先の手続に進められない可能性があります。この期間中に書類の不備が発生しないよう、事前にご準備ください。
- ・簡易書留やレターパックなど、必ず証跡がわかる方法でお送りください。
- ・ご提出いただいた応募書類は、返却しませんので、ご了承ください。

【事前相談期間】

令和8年3月27日（金曜日）から令和8年4月10日（金曜日）まで【必着】

【申請期間】

令和8年4月6日（月曜日）から令和8年4月20日（月曜日）まで【必着】

【問い合わせ先及び提出先】

メールアドレス：S0000487@section.metro.tokyo.jp

東京都 産業労働局 農林水産部 農業振興課 TEL：03-5320-4814

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎21階南側

10 事業の流れ（審査会から補助金交付まで）

- (1) ご提出いただいた応募書類をもとに、事業採択の可否を決定します。決定にあたり、申請内容を審査する審査会を開催します。（4月下旬から5月上旬に開催予定）。この審査会において、別表5の配点基準に基づいて採点し、点数の多い上位5申請者を選定します。なお、点数が一定の基準に満たない場合には、5者を下回る場合があります。
- (2) 事業採択の可否は、応募いただいたすべての方に通知します。

- (3) 採択された申請者の方は、別途補助金交付申請書の提出が必要となります。
- (4) 提出された補助金交付申請書に基づき、令和8年度の補助金の交付決定を行います。

11 留意事項

- (1) 本事業ホームページ等において、採択事業者名等を公表します。
- (2) 採択後、事業の実施状況が申請時の目標に達しないなどの場合には、事業実施主体に対し事業の変更、取消、補助金の返還等を命ずることがあります。
- (3) 円滑な事業運営のため、ご提出いただいた応募書類の情報や、必要に応じてご提供いただく情報を東京都が指定した業務委託先や審査委員等に提供することがありますので、予めご了承ください。また、東京都の施策及びこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

別表1 事業の内容及び補助率等

区 分	事 業 内 容	補助率等
1 組織体制強化事業	<p>都民との協働活用を推進するために田んぼ関係者等の合意形成、情報発信等の組織体制を強化する以下の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都民との協働活用に向けた田んぼ関係者等との合意形成等 ・ 田んぼ、用水路の都民との協働活用に関する計画の策定等 ・ 総会、運営委員会等の運営開催 ・ 都民との協働活用や一般参加者の拡大に向けた研修会、検討会の開催等 ・ 地域、関係団体等への説明会等の開催 ・ 地域の田んぼ、用水路の多様な機能や意義についての理解醸成及び組織の活動周知を図る等のための情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率は定額とする。 ・ 各事業年度の補助額の上限は、1事業実施主体当たり50万円とする。
2 協働活用推進事業	<p>田んぼにおける都民との協働活用を推進する以下の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都民との協働活用に必要な道具、管理機器等の整備 ・ 都民の田んぼに関する理解の熟成を図るための農業体験の提供や交流促進のための取組 ・ 田んぼで収穫した農産物を活用した食育体験、わら細工など田んぼに係る食文化、伝統文化を理解する交流促進のための取組 ・ 田んぼの生産機能や多面的機能の向上に寄与する技術の試み ・ 田んぼで収穫した農産物を有利販売するための取組 ・ 田んぼの協働活用を推進するための研修会、検討会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率は定額とする。 ・ 各事業年度の補助額の上限は、1事業実施主体当たり、1年目は125万円、2年目は100万円、3年目は75万円とする。
3 用水路保全管理事業	<p>用水路を都民との協働により保全管理する以下の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都民との協働活用に必要な道具、管理機器等の整備 ・ 都民と協働した用水路の清掃や補修など機能維持のための取組 ・ 用水路の保全管理のための研修会、検討会等の開催 ・ 都民の用水路に関する理解の熟成を図るための交流促進、情報発信等の取組 ・ 用水路を保全管理のための計画の策定等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率は定額とする。 ・ 各事業年度の補助額の上限は、1事業実施主体当たり、1年目は125万円、2年目は100万円、3年目は75万円とする。

別表2 補助対象経費

経費科目	補助対象経費	補助対象としない経費等
人件費 (日当)	<ul style="list-style-type: none"> ・別表1の事業に参加した人に対して日当として支払う場合、対象とする。 ・日当の支払にあたっては、作業日報(作業内容、作業時間、本人及び事業者の確認印)を作成し、参加者や作業内容のわかる写真とともに保管すること。 ・実際に活動に参加した時間のみ対象とする。 ・1日当たり3000円を上限とする。なお、参加時間が短い場合は、半日単位とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業日報、写真のないもの ・1日当たり3000円を超える分
	<p>1 組織体制強化費の日当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の運営維持に必要な活動に対する日当とする。 ・具体的には、活動計画の策定、会計処理、書類作成、総会の開催、広報活動等の事務に対する日当。また、総会に出席した構成員への日当、研修会・説明会への参加に対する日当も対象とする。 ・人件費の総額は、事業費の2/3以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の2/3を超える分
	<p>2 協働活用推進費の日当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般参加者が参加する田んぼにおける協働活用に係る活動(農作業、食育など)に対する日当としてスタッフ及び一般参加者へ支払う場合、対象とする。 ・具体的には、活動参加者の募集、事前準備、受付、案内誘導、指導講習、片付け等の協働活用に要する作業と関連する農作業などです。ただし、通常の農作業に関する部分は対象外です。 ・4年目以降の活動自走化を見据え、一般参加者からはできるだけ参加料を徴収することを検討すること。このためには一般参加者の満足度が向上する取組、仕掛けを工夫してください。 ・草取りなど重労働で参加者が集まりにくい作業や農業者への支援につながる作業に対して、一般参加者へ日当を支払うことは可能です。 ・人件費の総額は、事業費の1/2以内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の1/2を超える分
	<p>3 用水路保全管理費の日当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般参加者が参加する用水路の保全管理に係る活動に対する日当としてスタッフ及び参加者へ支払う場合、対象とする。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、用水路の草刈り・掃除、泥さらい等の管理作業の他、軽微な補修作業、危険個所の点検作業、機能診断の立会、工事や作業委託への立会などです。 ・人件費の総額は、事業費の1/2以内とする。 	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に必要な単価が税込み3万円未満の物品購入費 ・具体的には、組織運営に要する事務用品、田んぼの協働活用や用水路の保全管理をするために必要な道具、用品、材料（砂利、セメント、材木、ブロック、補修材等）、部品、参考図書などです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金券、販売用に購入する物品 ・1人当たり税込み1000円を超える参加者へのお土産試供品
食材費	<ul style="list-style-type: none"> ・水分補給のため本活動参加者に配布するミネラルウォーターやお茶等の購入費 ・田んぼで収穫された農産物を活用した食育活動のために必要な食材の購入費 ・参加対象者1人当たり税込み500円を上限とする。 ・なお、日当受領者は参加対象者数に含まない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人当たり税込み500円を超える分 ・弁当代、飲食店での食事代、酒類、つまみ類
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に必要な単価が税込み3万円以上、30万円未満の機器、機具等の購入費 ・具体的には、農作業機械（草刈機、動力噴霧器、畔塗機など）、調整加工機器、調理器具など ・高額のもの、利用回数、頻度を踏まえ、作業委託やレンタルと比較検討して購入の可否を判断すること。 ・購入した機器は個人所有できませんので、活用組織が、所有・保管・管理し、備品管理台帳を整備の上、必要な時に活動参加者に貸与すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の用途にも利用できる、汎用性のあるもの（デジカメ・パソコン、スマホ等の事務機器、軽トラ、バイク、自転車等） ・設備、施設整備を要するもの
賃借料、レンタル料	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に必要な機器、トイレ、日除けテント、設備、重機、車両等を借りるための賃借料、レンタル料 	
会場費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に必要な会議室、イベントスペースなどの会場借上料、駐車場使用料 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の事務所賃借料
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の一部を外部に委託、外注する経費 ・委託費の総額は各事業費の1/2以内とする。 ・なお、用水路の補修委託については、1か所当たり税込み30万円未満の簡易なものとする。 ・具体的には、①会計処理や報告書の作成などの事務委託（なお、活用組織の計画策定、運営などすべてを外部に委託することはできません。）、②広報調査委託（商品等デザイン委託、WEB作成委託、試作品作成委託、会場設営委託、生き物調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業費における委託費が1/2を超える分 ・用水路の補修委託で1か所当たり30万円以上の分 ・業者選定経緯書類、委託等契約書類、完了届及び委託成果物の写真等のないもの

	や危険箇所等の調査委託)、③用水路の補修のため建設事業者等への作業委託（自主施行ができない場合に限る。）などです。	
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1か所当たり税込み30万円未満の簡易な工事費（自主施工ができない場合に限る。） ・ 具体的には、用水路の補修整備のための工事費、手洗いのための水道の設置工事費です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費の30万円以上の分 ・ 業者選定経緯書類、委託等契約書類、完了届及び委託成果物の写真等のないもの
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に必要な参加者の傷害保険料 	
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に必要な印刷製本に係る経費 ・ 具体的には、総会等の資料、活動広報誌、米及び加工品のチラシ、ラベル等を印刷製本する経費 ・ 活動記録に係る写真プリント代 	
広告料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般参加者の募集や米及び加工品の販路開拓等のために行う新聞、雑誌、WEB等への広告掲載料 	
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に必要な郵送費、運送費 ・ 具体的には、構成員への総会案内や資料等の郵送代や一般参加者への広報誌等の郵送代、道具資材の運送費など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話代、WEB接続料（本活動のみに使用したことの確認が難しいため）
報償費、講師謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の運営強化、活動の高度化活性化等のため、知識技術を有する外部の専門家から指導を受ける場合の謝金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の構成員への支出（日当として支払い可能）
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に必要な交通費で、公共交通機関の運賃のみを対象とする。また、実際に支払った実費のみが対象です。 ・ 具体的には、協働活動に参加するための運賃、研修会や説明会に参加するための運賃、関係機関との打合せのための運賃など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー代、レンタカー代、ガソリン代
視察研修費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進地や本事業を実施している他地区へ構成員が視察研修する場合に要する経費で、東京都内、日帰りの場合に限り対象とする。 ・ 研修参加者の日当は、人件費の対象とする。 ・ 公共交通機関の運賃は旅費交通費の対象とする。 ・ 視察先の講師への謝礼は報償費の対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行き先が他県の場合、宿泊を伴う場合 ・ 視察先へのお土産代
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷害保険料、ゴミ処分料、振込手数料、代引手数料、印紙代等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光熱水費、ガソリン代（本活動のみに使用したことの確認が難しいため）

別表3 新たに試みる技術

名 称	技術の概要	ポイント
密苗移植栽培	育苗箱数の削減のため苗箱当たりの乾籾播種量を高密度で播種する農法	3ポイント
疎植栽培	育苗箱数や田植え時間の削減ため苗の栽植密度を下げる農法	7ポイント
湛水直播栽培	代かき後の湛水土壌に直接種もみを播種する農法	7ポイント
乾田直播栽培	畑状態の水田に直接種もみを播種する農法	7ポイント
リモコン草刈機	草刈機を遠隔で操作する技術	2ポイント
ロボット除草機	省力化や農薬削減のため水田内を自律走行するロボットにより除草する技術	2ポイント
再生二期作	収穫後に伸びてくるひこばえ（二番穂）を実らせて、同一年内に再度収穫する農法	7ポイント
二毛作	同じ場所で水稻と他の作物を1年間に2回栽培する農法	5ポイント
冬季湛水栽培	稲刈り後の冬場も水田に水を張っておく農法	3ポイント
不耕起栽培	省力化や環境保全のため土を耕さないで水稻を栽培する農法	3ポイント
中干期間の延長又は廃止	メタン発生を抑えるため中干期間を7日間以上の延長または廃止する取組	3ポイント

別表4 申請に必要な書類

	提出書類	部数
1	事業計画書(別記様式第1号)	1部
2	誓約書(別記様式第2号)	1部
3	組織の代表者の定め、会計処理、意思決定方法等について確認できる定款規約等、構成員名簿、直近3年間の事業報告書、決算書、総会議事録 ※なお、新たに組織を設立して申請する場合は、規約(案)、構成員名簿	1部
4	代表者、副代表者、会計責任者及び会計監査の経歴や実績の分かる資料 ※なお、新たに組織を設立して申請する場合は、予定者の経歴や実績の分かる資料	1部
5	事務局となる団体・法人がある場合には、団体等の概要、定款規約、直近3年間の事業報告書、決算書	1部
6	構成団体、連携団体の等の概要がわかる資料	1部
7	事業実施の確実性、継続性に関する事項に関する配点を希望する場合には、構成員が一般都民を対象とした田んぼイベントや用水路保全管理を開催した実績のわかる資料	1部
8	事業費の内訳がわかる資料(積算資料)	1部
9	事業を実施する田んぼ、用水路の位置図	1部

別表5 配点基準

- 1 提出された事業計画に基づき、「成果目標に係るポイント」と「事業実施に係るポイント」とをそれぞれ算定し、その合計値を申請者の点数とします。
- 2 成果目標に係るポイント（最大60ポイント）

事 項	事業3年目の成果目標に対する配点の考え方	
田んぼに関する事項	一般参加者が参加する協働活動の開催総数	
	13回以上・・・10ポイント	
	10回～12回・・・8ポイント	
		5回～9回・・・5ポイント
		3回～4回・・・2ポイント
		上記活動の一般参加者の参加者総数
		300人以上・・・10ポイント
		200人～299人・・・8ポイント
		100人～199人・・・6ポイント
		50人～99人・・・4ポイント
		20人～49人・・・2ポイント
		上記活動の対象農地の総面積
		＜生産緑地の場合＞
		＜生産緑地以外の場合＞
		2000㎡以上・・・10ポイント
		5000㎡以上・・・10ポイント
		1000㎡以上2000㎡未満・・・8ポイント
		3000㎡以上5000㎡未満・・・8ポイント
		500㎡以上1000㎡未満・・・6ポイント
		2000㎡以上3000㎡未満・・・6ポイント
		300㎡以上500㎡未満・・・2ポイント
		1000㎡以上2000㎡未満・・・2ポイント
用水路に関する事項	一般参加者を行う保全管理活動の開催総数（回）	
	5回以上・・・10ポイント	
		4回・・・8ポイント
		3回・・・6ポイント
		2回・・・3ポイント
		1回・・・1ポイント
		上記活動の一般参加者の参加者総数（人）
		30人以上・・・10ポイント
		20人～29人・・・8ポイント
		15人～19人・・・6ポイント
		10人～14人・・・4ポイント
		5人～9人・・・1ポイント
新たに試みる技術に関する事項	別表1の点数 ただし2技術10ポイントを上限とする	

3 事業実施に係るポイント（最大100ポイント）

事 項	配 点	配点の考え方
事業の趣旨・目的の理解度に関する事項	10ポイント	事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか よく理解している・・・10ポイント 理解している・・・5ポイント 理解していない・・・0ポイント
	10ポイント	地域の特性や課題、ニーズに対応した取組となっているか よく理解している・・・10ポイント 理解している・・・5ポイント 理解していない・・・0ポイント
内容、効果に関する事項	10ポイント	以下の項目に該当する場合、ポイントを加算する。 ・農業者等の主体的な取組となっているか ・田んぼ、用水路の多様な価値の理解促進につながる内容となっているか ・多様な都民（年齢構成、属性など）が参加できる内容となっているか 該当数3・・・10ポイント 該当数2・・・6ポイント 該当数1・・・2ポイント 該当なし・・・0ポイント
	10ポイント	以下の項目に該当する場合、ポイントを加算する ・成果目標が合理的かつ実現可能な設定となっているか ・成果目標の達成に資する事業内容となっているか ・事業費が事業内容と整合しているか 該当数3・・・10ポイント 該当数2・・・6ポイント 該当数1・・・2ポイント 該当なし・・・0ポイント
先進性、波及性に関する事項	5ポイント	取組に先進性、独自性が認められるか 認められる・・・5ポイント 認められない・・・0ポイント
	5ポイント	取組が優良事例として他地域への展開が見込まれるか 見込まれる・・・5ポイント 見込まれない・・・0ポイント
実施体制に関する事項	10ポイント	区市町村との連絡・連携体制を構築しているか 構築している・・・10ポイント 構築していない・・・0ポイント
	4ポイント	代表者、経理責任者その他の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか よく確保されている・・・4ポイント

		確保されている・・・2ポイント 確保が不十分・・・0ポイント
	4ポイント	構成員、協力団体等の役割分担は明確か 明確・・・4ポイント おおよそ明確・・・2ポイント 不明確・・・0ポイント
	2ポイント	事業計画に女性農業者や新規就農者の意見が反映されているか 反映されている・・・2ポイント 反映されていない・・・0ポイント
事業実施の確 実性、継続性 に関する事項	10ポイント	構成員が一般都民を対象とした田んぼイベントを開催した実績 はあるか 3年以上の実績がある・・・10ポイント 2年以上の実績がある・・・5ポイント 1年以上の実績がある・・・3ポイント 実績がない・・・0ポイント
	10ポイント	構成員が一般都民の参加を募って用水路の保全管理をした実績 はあるか 3年以上の実績がある・・・10ポイント 2年以上の実績がある・・・5ポイント 1年以上の実績がある・・・3ポイント 実績がない・・・0ポイント
地域への定着 広がりに関する 事項	5ポイント	複数の農業者（個人、法人）が参加する内容となっているか 農業者4名以上・・・5ポイント 農業者3名・・・3ポイント 農業者2名・・・1ポイント
	5ポイント	農業関係以外の団体（自治会、教育機関、福祉団体、商工団 体、文化活動団体、自然保護団体等）と連携を図っているか 1団体当たり1ポイント、5ポイントを上限とする